

高蔵寺駅南口公有地におけるキッチンカー等スペース
出店要領

令和 6 年 3 月 1 日

1 目的

高蔵寺駅周辺エリアマネジメントの一環として、駅前の公共空間を活用したキッチンカー等による物販等を行い、駅利用者や周辺住民の利便の向上と駅周辺の魅力を高めることを目的とする。

2 出店資格

- (1) 上記「1 目的」に同意できる者
- (2) 直接又は間接的に高蔵寺駅周辺のにぎわい創出に資する見込みのある出店内容を実施できる者
- (3) 飲食物、その他運営者が適当と認めた物の販売及び役務の提供を行う者
- (4) (3)の販売物等及びその販売方法にかかる各種法令等による資格・許可等を有する者
- (5) 春日井市暴力団排除条例(平成 23 年春日井市条例第 28 号)を順守する者
- (6) 破産法に基づき破産手続き開始の申立てがなされた者、会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされた者、民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされた者、又はこれに類似する倒産手続の申立てがなされた者でないこと

3 出店場所

春日井市高蔵寺町北三丁目 654-15 地内(別紙位置図)

4 出店時間

原則として午前 10 時 00 分から午後 9 時 00 分まで

5 出店料

次の表のとおりとする。

区分	時間	料金 (税込)
ランチタイム	午前 10 時から午後 3 時 15 分まで	3,300 円
ディナータイム	午後 3 時 45 分から午後 9 時まで	3,300 円
終日	午前 10 時から午後 9 時まで	5,500 円
イベント	午前 10 時から午後 9 時まで	5,500 円

※上記時間は、準備及び撤収の時間を含む

※上記金額は、設備（電気、給排水）使用料を含む

※出店料については要領によらず、別途期間等を定め変更する場合がある

6 その他順守事項等

- (1) キッチンカー、資材等の搬入出、管理及び保護は、出店者が責任を負うものとし、運営者は、盗難、紛失、事故、気象災害等の責任を負わない。
- (2) 出店者は、決められた区画以外にキッチンカー及び資材等を設置してはならない。ただし、営業に必要と認められる客席、看板、のぼり等は、運営者との事前協議をもって認める。
- (3) 電気及び給排水設備は、備え付けのものを使用し、発電機及びこれに類するものの使用は禁止する。また、排水設備に油を流入してはならない。
- (4) 上記設備は、当該営業以外の目的で使用してはならない。
- (5) 運営者は、出店者の責によらない上記設備の故障等による営業中止等について、責を負わない。ただし、出店料の減免を行う場合がある。
- (6) 消火器の設置や営業許可書の携帯など、出店に係る各種法令等を遵守すること。また、食品衛生法その他関連法令を遵守し、食中毒の防止に万全を期すること。
- (7) 営業により発生するゴミについては、出店者によりゴミ箱等を設置し、利用者からの回収及び清掃に努めるとともに、ゴミは出店者が持ち帰り適切に処分すること。

- (8) 撤収時は、車止めやコンセントボックス等を適切な状態に戻すこと。
- (9) 販売品についての事故及び苦情は、出店者の責任とし、迅速に誠意をもって対応すること。
- (10) 出店者は、出店者が運営者、土地所有者その他第三者に損害を与えた場合、その損害を賠償しなければならない。
- (11) 出店者は、騒音等の迷惑行為、政治的又は宗教的活動、及び公序良俗に反する行為は行わないこと。また、利用者の迷惑行為等についても、その防止に努めること。
- (12) 出店者は、運営者の指示がある場合はそれに従うこと。
- (13) 出店者は、出店の権利を第三者へ譲渡してはならない。
- (14) 出店のキャンセルは出店日の3営業日前までとし、それ以降は出店料を支払うものとする。ただし、台風による気象警報の発令など、天災等により出店中止がやむを得ない場合はこの限りではない。

7 出店許可及び出店予約

高蔵寺まちづくり株式会社へ事業者情報を事前登録（営業資格、販売品等の申請）した上で、出店許可証を取得すること。出店許可証を得た者は、次の予約方法のとおり出店予約を行い、出店を行う。

- ① 出店を希望する月の前々月から該当日の2日前まで随時受付
- ② 出店
- ③ 出店当該月から翌月初旬に出店料の請求書を送付
- ④ 翌月末までに出店料支払い

※予約枠は、清掃等の都合により上記によらず予約不可となる場合がある

※キャンセル等により上記によらず予告なく予約枠が追加される場合がある

8 イベント実施に係る遵守事項

イベントの部による出店は原則によらず、複数台のキッチンカー出店等認める。ただし、イベントを主催する出店者は「6 その他順守事項等」に加え、次の事項を遵守すること。

- (1) 原則として、合同で出店するキッチンカー等事業者はすべて出店許可を得た事業者で構成すること。
- (2) (1) の例外として、テント出店による菓子販売、ワークショップなどと合同で出店する場合は、事前協議をもって認める。(ただし、資格の確認、法令順守等はイベント主催者が責任をもって行うこと。)
- (3) イベント実施に係る保険加入等は主催者の責任において行うこと。
- (4) イベントの実施を事前に広報する場合は、必ず正式予約後に行うこととし、チラシ等の情報を予め共有すること。
- (5) イベント予約に際しては、出店日の2週間前までに出店レイアウトを提出すること。このレイアウト案をもって事前協議を行い、開催に支障がない場合に正式受付完了とする。(このとき、風対策や動線確保などの安全措置について条件提示する場合がある。)
- (6) 次のような場合はイベント実施を不可とする場合がある。
 - ・本キッチンカー等スペースの主旨及び目的に反するもの
(例：分譲住宅の販売促進を図る目的で実施するイベント、求人募集のためのイベント)
 - ・周辺の住環境等を阻害する騒音、臭気、混雑などを発生させるもの
 - ・通行者、周辺交通等に危険が及ぶ恐れのあるもの
 - ・その他公序良俗に反するもの

